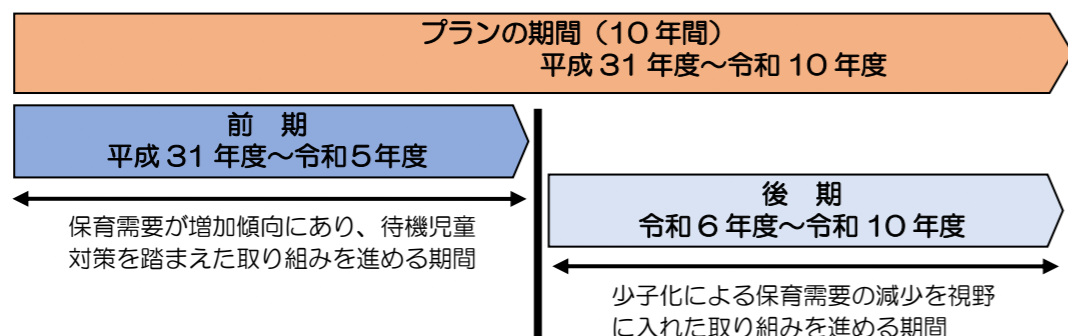


# 就学前の教育・保育施設に係るひらかたプラン ～公立施設の今後のあり方について～

## 後期プラン【令和6～10年度】 概要版

### 就学前の教育・保育施設に係るひらかたプラン

待機児童対策など、本市の重点施策である子育て施策を推進するとともに、保育需要の減少時期も見据えた公立幼稚園と公立保育所の今後のあり方を示すため、平成30年11月に「就学前の教育・保育施設に係るひらかたプラン」（以下、「プラン」といいます。）を作成しました。



### プランで示した4つの基本的な考え方

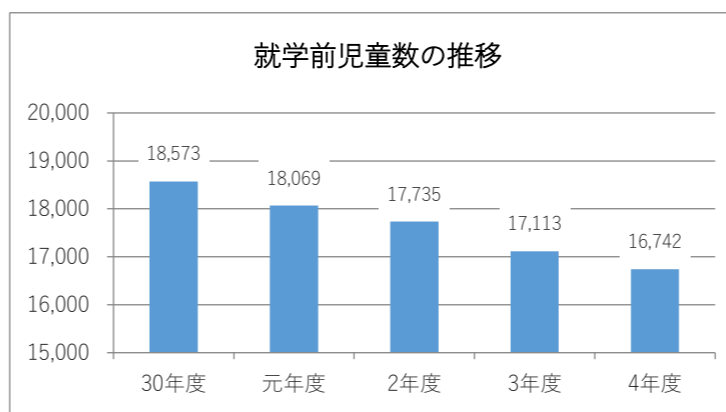
- ①子育て家庭のさまざまなニーズに合わせて、子どもが安心して教育・保育を受けられる環境づくりを推進します。
- ②少子化が進む中、公立施設の役割を明確にし、公立幼稚園・公立保育所のあり方を整理します。
- ③公立幼稚園と公立保育所の需給バランスや保育需要の見込みを踏まえ、公立施設の整理・集約を進めます。
- ④公立施設の整理・集約により生じた財源等を活用し、教育・保育の提供や在宅での子育て支援の充実を図ります。

上記の基本的な考え方を踏まえ、将来的に、教育・保育需要が減少し、施設の維持運営が厳しくなっても、安心して教育・保育を受けることができる環境づくりを進めるため、「後期プラン」を策定します。

### 就学前児童を取り巻く状況

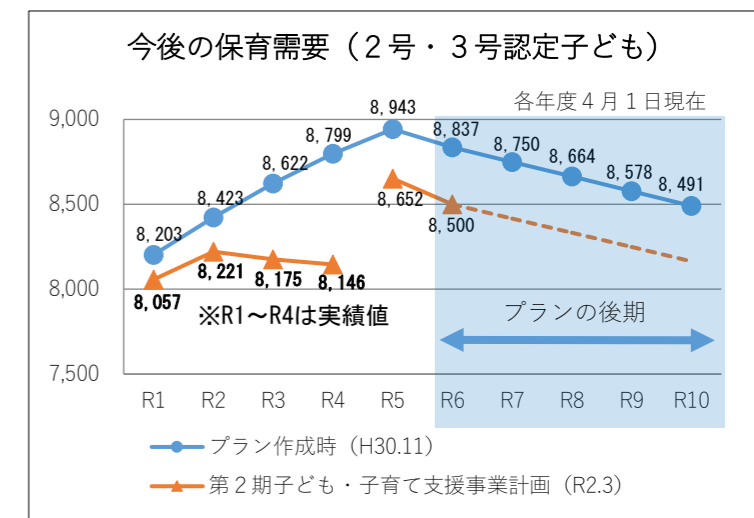
本市の就学前児童数は、少子化が進む中、平成30年度から令和4年度までの間に約1,800人減少しており、歳児別に見ても、すべての年齢で減少傾向が続いています。さらに、就学前児童は、今後30年間で4割減少すると推測されています。

また、公立幼稚園の定員に対する利用状況については、令和元年度の定員の変更及び3歳児保育の実施により定員と利用状況の乖離は改善されていますが、依然として定員割れの状況が続いています。一方、保育所（園）等では待機児童が発生しており、待機児童の解消は、引き続きさまざまな施策を活用しながら取り組みを進める必要があります。



### 今後の保育需要の推移

本市では、令和2年3月に策定した「第2期枚方市子ども子育て支援事業計画」（計画期間 令和2年度～令和6年度）において、令和6年度までの保育需要を見込んでいます。後期プランでは、同計画で見込んだ保育需要を用いるとともに、令和7年度以降については、その傾向を踏まえ、減少傾向で推移すると見込んでいますが、新型コロナウイルス感染症の影響など、今後の見通しは不透明な状況となっています。

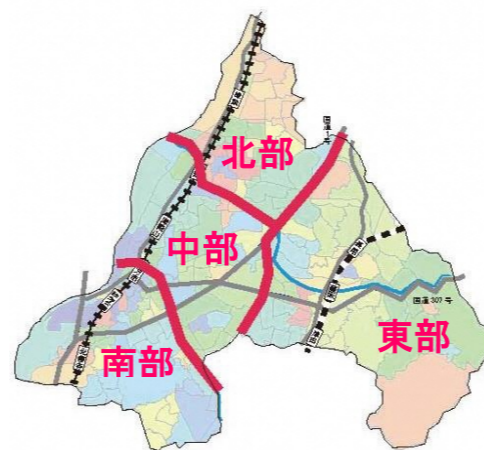


### 後期プランで推進する取り組み

#### ◆今後の公立施設が担うべき役割の具体的な取り組み

子どもたちが安心して教育・保育を受けられる環境づくりを推進するため、以下の5つの役割を具体化し、取り組みを進めます。

- ①小学校へのスムーズな就学に向けた保幼小の連携を推進する役割
  - ・「幼保小の架け橋プログラムに関する調査研究事業」の推進
  - ・学校園合同会議やカリキュラム開発会議等の実施
- ②国から示される指針等を踏まえ、教育・保育を特に率先して実施する役割
  - ・私立保育所（園）等との共同研修、情報交換会の実施
- ③配慮を要する子どもなどに対して、専門相談機関と連携しながら支援を行う役割
  - ・他の関係機関と連携を図り、配慮を要する子どもの支援などに関する情報を共有
  - ・公立保育所が中心となり作成した、医療的ケア児への支援に関する手引きに基づき実践してきたノウハウや情報等を私立幼稚園や保育所（園）等と共有
- ④大規模災害時などに応急保育を実施する役割
  - ・非常時においても教育・保育が継続できる体制整備
- ⑤地域の子育て支援の充実を図る役割
  - ・行政機関のほか、私立施設や関係機関を含む地域のネットワーク化
  - ・地域での取り組みを市域全体で共有



エリア別市内教育・保育施設数（令和4年6月現在）

		北部	中部	南部	東部
幼稚園	公立	1	1	3	1
	私立	3	2	1	3
保育所（園）	公立	1	2	3	1
	私立	9	10	15	9
小規模保育事業実施施設	公立	1	1	2	1
	私立	2	4	2	1
認定こども園	私立	4	1	2	4

（※民営化等を予定している公立施設を除く）

#### ◆公立施設の整理・集約

公立施設の配置については、北部・中部・南部・東部に分かれた教育・保育提供エリアごとに、今後の公立施設が担うべき役割で示した役割を積極的に担う上で必要となる配置とするとともに、現在の公立・私立施設の配置状況などを踏まえ、以下の考え方を基本とします。

#### 公立施設の施設数や配置に関する方針

- ①幼稚園機能を有する公立施設、保育所機能を有する公立施設は、各エリアに少なくとも1か所ずつ配置します。
- ②公立施設の役割を担う施設の数や場所については、各施設と連携のとりやすい位置や施設の状態に加え、各エリアにおける就学前児童数や将来推計なども勘案し検討します。
- ③将来的に閉園する方針となった公立施設については、教育・保育の量的ニーズの減少傾向が明らかとなった際に、閉園時期等の詳細を個別に検討します。方針決定時の在園児が卒園するまで適切な期間を設けるなど、児童やその保護者に十分配慮することとします。
- ④公立小規模保育事業実施施設については、今後の0～2歳児の保育需要の動向を踏まえ、施設のあり方を検討していきます。
- ⑤公立施設の認定こども園化については、本市における認定こども園の必要性や課題を整理するとともに、幼稚園機能、保育所機能を有する公立施設の統合・移転を伴う整備の可能性も視野に入れ、今後の方向性を検討していきます。

#### ◆在宅での子育て支援の推進

妊娠中や在宅で子育てをしている方のニーズなども踏まえて、今後も引き続き、有効な支援内容を検討するとともに、公立施設の整理・集約により、生み出された財源等を活用し、在宅での子育て支援の充実に取り組みます。